

第 1 1 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 6 年 6 月 1 7 日開会

令和 6 年 6 月 1 7 日閉会

米沢市農業委員会

令和6年6月17日（月）午後2時30分 米沢市農業委員会第11回定例総会を米沢市役所
庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 小関善隆 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
2 番 我彦正福 委員	9 番 高山吉典 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	
7 番 鈴木和義 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号	非農地証明の報告について
報第2号	農地法第4条の規定による許可の取消しについて
議第1号	農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について
議第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第5号	農用地利用集積計画について
議第6号	適格証明願について

2. その他

開 会 午後2時30分

根津補佐 これより第11回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を12番 橋本政美委員のご発声にて
よろしくお願いいたします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございました。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 ご苦労さまでございます。

連日暑い日が続いており、農作業、大変ご苦労さまであります。

昨日、認定農業者会議の催しで文化センターにおいて、鈴木憲和副大臣を
迎えて講演がありました。皆さんから畑地化とか5年水張りの問題、いろい
ろと意見をいただいておりますということで副大臣や農水省農産局の企画課長武
田さんの話を聞き皆で意見交換をしました。

畑地化については、いろいろ難しいような話を結構言われております。最
初は団地化で駄目だとか畦畔がないと駄目だ、水路がないと駄目だと言われ
ていましたが、国では、そうではなくて畦畔も水路もなくて水張りできない
ところは畑地化をしてくださいという事業で、そういう要件は一切ありませ
んと。写真撮ってという話も、国ではしていないと。各自治体の職員がこれ
でよしと確認したらそれでいいと話をさせていただいたところであります。あ
まり難しいことを各自治体でやっているものだから、山形県の中においても
村山や尾花沢は1年間で300ヘクタールも畑地化したという話。この農
地指定区域はよくよく畑地化の申請がされなかったというのは、申請する
ときにこれは駄目だと言われて、なかなか受理してもらえなかったようであ
ります。結論から言えば、水張りできないところは畑地化を申請していくら
でもお金を頂いて、取りあえず5年間は作付をしてもらおうと。その後につ
いてはその後の政策の中で考えていくというような話もしておりました。

そういうことで聞かれたら畑地化したらいいいんでないかと言っていいか
と思います。

それから今日の農業新聞で、店を畳むの畳むという意味で、農村集落を畳
めと議論がされているようです。農村を維持していくべという意見もありま
すが、一方で、畳むところは畳むべきという人もいますようです。農業をや
っている人ではなくて、第三者の関係ない人が単純にそういう意見を言ってい
ると、それがもしかすると簡単に通ってしまう。規制改革推進会議というの
があつて、その中でいろいろな農業委員会の改革上がったんですが、その中
で農業者の意見はなかなか反映されなくて、大企業の社長とかそういう人た

ちの意見がまかり通ったりといろいろ弊害を生んでいるのではないかなと思ったところでありました。

本日は、これからの年金の代議員会もありますので、スムーズに進むようによろしくをお願いをしたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでございます。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは議事に移りますが、総会の議長は、米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事を進行させていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。

よって、本日開催の米沢市農業委員会第11回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、4番 佐藤政和委員、5番 宮崎雅文委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議 長

ないようでありますので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明したので報告します。

受理番号2号から4号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、畑のみ5筆 1, 268.00㎡です。

受理番号2号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和35年頃より前です。申請理由は、昭和35年頃には既に住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号3号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年

月日は、昭和３５年頃です。申請理由は、昭和３５年頃より住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号４号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和３０年度です。申請理由は、昭和３０年頃より住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第１号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第２号 農地法第４条の規定による許可の取消しについて、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第２号 農地法第４条の規定による許可の取消しについて。農地法第４条の規定による許可の取消しが下記のとおりありましたので、報告します。

令和６年４月１６日付で許可となった指令農委第１号の１件です。申出人及び土地の表示等については記載のとおりです。取消しの理由は、申請地での住宅建設を取りやめたためです。

なお、実施状況については、４条許可のため権利移動はなく、工事は未着工となっております。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第２号 農地法第４条の規定による許可の取消しについて、を終わります。

次に、議第１号 農地法第１８条第１項第２号該当による同条第６項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第１号 農地法第１８条第１項第２号該当による同条第６項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号１８号から２５号の計８件です。申請人及び土地の表示等につい

ては記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ54筆38,912.00㎡です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号10号から11号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田1筆 102.00㎡、畑 1筆 66.00㎡、合計2筆 168.00㎡です。

受理番号１０号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号１１号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号１０号から１１号を上程いたします。

６ 番

(木村彰博委員 挙手)

議 長

木村委員。

６ 番

６番の木村です。受理番号１０号についてですが、小関会長の担当ですが、代わってご報告いたします。

農地を売買する申請です。申請人と必要事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。場所につきましては、国道１３号、紫雲堂窪田店の十字路交差点、約２００メートル入った北側のほうにあります。現在、申請地はソバ畑だそうです。受人の△△さんの土地をまたがなければ自分の土地に行けないので、渡人の○○さんが△△さんの土地と交換して差額分の代金を支払うこととなったそうです。

この間の農事相談で小関会長から問題ないということでありましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

続いて、１１号をお願いします。

１０ 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

遠藤委員。

１０ 番

１０番 遠藤です。受理番号１１号について調査結果を報告いたします。

農地を売買する案件です。申請人、土地の表示等の詳細は議案書のとおりです。調査は５月２８日、受人の自宅にて調査をいたしました。申請地は浅川地区になりまして、大覚院という大きいお寺さんがあるわけですが、その場所に入っていく未整理地の場所で、向かいには土地改良圃場となっているわけですが、住宅と道路に挟まれたところの未整理地の圃場であります。

渡人の○○○○さんは、離農したいということもありまして、小さい面積がそこに残っているということで、受人の○○○○さんは推進委員をなされておられて、現在自分もその隣で水田を耕作しているものですから、この土地を買ってもらえないかというお話があつて、推進委員の立場もあるもので買うことにしたということでの案件であり、この土地ももう稲を作付するということで、既に耕作をしております。問題なく許可要件を満たしておりますので、許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしく願いしたいと

思います。

以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号１０号から１１号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号１０号から１１号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第２号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第４条第１項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号２号の計１件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ２筆 ５３５．００㎡です。

受理番号１号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは集落接続の１種農地です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号２号を上程いたします。

７ 番 (鈴木和義委員 挙手)

議 長 鈴木委員。

７ 番 鈴木です。農地転用による許可申請です。場所ですが、ＪＲ置賜駅より北側、下新田の龍燈院並びにおいたまの郷のすぐそばでありまして、今回、今まで住んでいる住宅の老朽化のために、市道から少し奥まったところに住宅があるということで、今回新築ということで道路のすぐそばのほうに出てきたいということでの申請でした。また、行政書士さんにも確認をしたところ、何も問題はなかったようでしたので、報告申し上げます。

以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号２号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号2号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

 次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

 受理番号7号から8号の計2件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田22筆 13, 814. 24㎡、畑2筆 614. 00㎡、合計24筆 14, 428. 24㎡です。

 受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、アパートの駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

 受理番号8号 渡人 ○○○○外3名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、太陽光発電施設の建設のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の2種農地です。

 以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号7号から8号を上程いたします。

19番 (桐澤林右衛門委員 挙手)

議 長 19番。

19番 19番 桐澤です。申請の場所はちょうど堂森の寺がありまして、南に当たります。それで、現在経営する共同住宅の駐車場が狭いため、本申請地を譲り受け駐車場にしたいということです。

 6月上旬に現地確認と本人確認をし、事前着工もなく問題もありませんでした。許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは、受理番号8号。

14番 (佐藤利夫委員 挙手)

議 長 佐藤委員。

14番 14番 佐藤です。受理番号8号につきまして調査結果をご報告いたしま

す。太陽光発電施設の建設であります。申請地は宮坂ポリマーさんの向かい南側というか、ちょうどワクワクランドの下になります。以前４月に申請して取下げがあった事案でありまして、今回また再度ということで申請が上がってきたんですけれども、５月３１日に現地に出向きまして調査をさせていただきました。渡人である〇〇〇〇さんともいろいろお話ししたんですけれども、現地の事前着工ありませんでしたので、許可相当と判断いたしますので皆様のご審議をよろしくをお願いしたいと思います。

以上になります。

議 長 それでは、ただいまの受理番号７号から８号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号７号から８号についてを許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第４号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第５号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第５号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号１号から６号の計６件です。売買による所有権移転が１件、新規の貸借権の設定が４件、貸借権の再設定が１件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ ３５筆 ３６，４９３．００㎡、合計も同様です。

受理番号１号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号２号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号３号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号４号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号５号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきまし

ては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から6号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 適格証明願について、を議題といたします。議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

丸田主査

(挙手)

議 長

丸田主査。

丸田主査

議第6号 適格証明願について。農地の買受人として適格であることの証明願がございましたので、その可否を求めるために、委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件、申請人は○○○○番地の△△△△氏、裁判所執行による競売入札参加のための願い出でございます。競売に付される土地の詳細につきましては議案書の記載のとおりです。

なお、議案書下記の部分に記載の附帯決議についてもご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

1 3 番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

古畑委員。

1 3 番

13番 古畑です。5月29日に○○○○さんの父である△△さんとお話をしました。所有している農地が隣接していることや誰も農地を買う人がいないこと、農協に購入を頼まれたこともあるので、落札の際は、耕作をしますという話を聞きましたのでよろしくお願いします。

議 長

それでは、受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号について、議案書のとおり証明することに異議あ

全 委 員
議 長

りませんか。

異議なし。

異議がないので、議第 6 号 適格証明願について、は議案書のとおり証明することに決定いたしました。

なお、本適格証明書をもって落札をなし、農地法第 3 条の許可申請がなされた場合は、直ちに許可することの決議を附帯いたします。

以上で 1 の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2 のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について発言をいただきたいと思います。今回は 19 番 桐澤林右衛門委員からお願いいたします。最後の 1 名でありますので。

19 番

19 番 桐澤です。皆さんの意見を聞いて、なるほどなと思っております。本質を聞いて、的確な意見であると思います。ただ、我が地区のことに言え、大きく言えばやはり人材不足で、国家存亡の危機であるとも思います。それはなぜかという、今までは田んぼをお願いするというのでパズルのように埋め合わせして、ここの田んぼは誰ということで大体問題解決はしてきたつもりです。ただ、来年のことも考えると、もう今から田んぼ管理とか高齢になったからお願いするという問合せがもう数件来ています。夜に夢にまで出てくる状態なもので、どうしたものかいろいろ考えて、人を充てるということは大事なことなんですけれども、水田を作ってもらって、田植終わって田んぼにも出てこない人に頼むのもいかなものかという苦情も来ているし、現実問題かなり切ないです。いろいろ話をして仲間も増やしていても、俺の同級生も農学校なものでみんな真面目に真剣に取り組んでいます。そういった中で策も尽きてきたのでやはりほかから来た人の力も借りてやる方法しかないのかなと思っています。一応、農業委員の心構えとして、俺個人としては好かれる農業委員とか立派な農業委員というのは目指しているところではありません。いいことはいい、悪いことは悪いとはっきり言える農業委員でありたいと思っています。やはり問題解決に当たってはそうしていくし、公明さを持ってこれからもやっていきたいと思っています。

以上です。

議 長

ただいま、桐澤委員から発言ありましたが、皆さんからこれについて何か聞きたいこととか意見とか。万世地区は人材がいないうけれども、まず田んぼ貸すというより借りたいという人は何人くらいいますか。

19 番

借りたいという人はいません。しいて挙げれば 1 人だけいます。今、一生懸命してるのは堂森、金谷で、真剣に取り組んでいます。

議 長

桐澤委員は借りたりして一生懸命やっているんだけど、田んぼを植え

ただけで管理しない人もいるということさっき言ったけれども、そういう人もいっぱいいますか。

1 9 番
議 長

そういう人に限って面積増やしたいと考えるから。

なかなかできない人に限って面積を増やしたいと言ってくるわけか。いや、万世だけでなく、ほかの地区もいろんなやはり担い手の数というか引き受けてくれる人が少ないという現実だと思います。ですけれども、今度の地域計画、作成するに当たって、誰かが作っていくということに、将来見直しの中でしていかなければいけないから、その辺についても万世のほうでも何とか後継者ということもみんなで考えていってほしいなと思います。何かほかの意見は。

2 番

議 長
4 番

2 番 我彦です。桐澤委員も山上まで来て実際作っております。山上もやはり万世と似たような感じで、貸す人は多いんですけども、借りる人が少なく、何とかかんとか今回も話ししてお願いして何とか作ってもらったというところが何件かありました。今後ますます厳しくなってくると思います。

窪田の平場の代表として。

4 番 佐藤です。うちのほうの話は参考にはならないと思いますが、万世のほうで私たち作業をさせていただいておりますけれども、その田んぼの借り方というか耕作の仕方が、こんなことよくやっているなというふうには思います。というのは、やはり分散して借りていると。ある人は結構あちこち分散して借りておるようで、その人も管理が行き届かないと、今回地域計画が目指す目標地図の中でまとまってということ、作業のしやすさということでは、幾らかのハードルは下げられるのではないかなと。作業もしやすくなるのではないかなと思います。これは平場の考えですけども、山間部というか傾斜地とかだと水はけが悪かったりというところで、そこはしたくないという人もおられると思うので、一概には言えないと思いますが、その辺のところから手をつけていただいて、それなりに人数はいらっしゃるようなので、エリアエリアということでやっていただくと、また若干違うのではないかなと思いますけれど。

一つ参考例なんですけれども、天童の大規模法人なんですけれど、逆に分散させているんだそうです。なぜかという、ほかから大きい農家が参入してくるそうなんです、平場なので。エリアエリアで大きくまとめると、簡単に入ってくるという道筋ができるので逆に分散させているという法人の代表もいたようで、私も何か変だなと違和感を覚えて聞いてきましたけれども。窪田でも六郷に行ったり、六郷から窪田に来たりというふうな、今の時代では考えられないような作付をしている人もいますので、そのところは私の所属している集落、町内ではこれから改善していこうかなということで、今

連絡しているので。そういうことを進めようとしています。結局、所得にならないことはしないと思うので、責任感だけでは土地を耕作するとはなかなかできないということで、どうしたらその人に所得が上がる方策を取ってもらえるかという考え方もあるのでないかと思います。

鶴岡で、平場の方と傾斜地の方とのやっぱり格差があつて、だんだん傾斜地を持っている方々は辞めていくのだけれども、その農地を平場の方に頼もうとしているそうなんです。その平場の農家の方々は、そんな利益にならないことは絶対したくないと。その方は五、六十町歩作っているわけなんですけれども、山間部には行きたくないと。だから山間部の農地がなくなろうがどうしようが俺に関係ないとそういうこと言うんだ。農地というか水は高いところから低いところに流れてくるわけなので、その水源にも当たるそうなんですけれども、そんなことはなつたところで何とか考えるというので、無責任なんですけれども。一つの例なんですけれども、そうならないようにその傾斜地の人の利益になるようなこと、行政の誘導策もあると思いますけれども、そこらの部分で行政にも政策として担っていただくをお願いをするしかないと思います。

議長 平場のほうとはちょっと違うかもしれないけれども、宮崎委員あたりはあちこちに分散している、中心市街地の農家の方は、農地がないから、必然的に周りに行くと。だけれども、本当はある程度1か所にまとめたいというその辺の希望とか何かありますか。

5 番 やはり政和委員のおっしゃるとおり集積できるのであれば集積したいし、それに多少山間部であっても、多分平場で言えば何十町歩と耕作させてもらえるわけがない、山に行くしかないのかなと思います。

平場の方は結構後継者がおりますし、何だかんだ言って、皆さん集積は、もう既にしていると思うので、そこに例えば私に20町歩ください、連担でと言っても絶対もらえないと思うので、別な場所に行くしかないのかなと考えております。

議長 例えば万世の中で誰も引受けがないと、それがある程度まとめた面積となれば、宮崎委員のような人にまとめて引き受けてもらうという方法もあると思う。だからそこら辺もいろいろ地元として検討していただいて。あとは圃場整備になっていないところはなるべく借りたくないよな、やはり。そういうことを考えれば、中間管理機構を利用した土地の改良ということも施策として考えていくこともあると思う。やはりそういうことをしながら耕作してもらえそうな条件というのをある程度つくっていかないと、なかなか回転しないと思う。各地区いろいろあるようだけれども、何か皆さんからありますか。

- 1 6 番 1つ。
- 議 長 はい。
- 1 6 番 1 6 番 相田です。第3ブロックの会議のときもちよつと話しましたけれども、塩井で今サクランボ作っている大口の私の先輩が、3人ほどもう辞めたいということで相談に来まして、2人は一部縮小し、もう一人の方は家の周りなので貸すと人の出入りあるもので全部処分したいということで、3人で200本以上あると思いますけれども、それが本当になくなれば塩井からサクランボが半分以上消えると思います。そういう問題が今までちよつと感じてはいましたが、現実にはそういう相談受けていますので、今後田んぼばかり農地ばかりでなく、リンゴもブドウも、果樹もこういった問題、これからどんどん話に出てくるんでないかと思っています。第3ブロックでは言いましたけれども、皆さんに共有していただきまして、サクランボ借りたいという人がもしあればと思って、話させていただきました。
- 議 長 やっぱり農家の人だんだん減ってくるということについては、必然的に農地も維持できなくなっているということだと思います。桐澤委員は、最後に意見出してもらったけれども、いい意見だと私は思う。
- これについて、皆さんから何か思っていることとか。やっぱり米沢市の農業振興について、こういう現実だということがあって、どうなのが課題だということがあって初めてその振興計画が出てくると思うので、まず農政課が地域計画で取ったアンケートの結果を見たりいろいろ考えて、米沢市の農業のこと考えていかなければ。農業委員会としてもこういう意見を出してもらったのを外側に反映していくということも必要だと思います。（「1ついいですか」の声あり）
- 4 番 4 番 佐藤です。米沢市の農業振興計画だと思いますけれども、それ毎年毎年検証とかはしていないのでしょうか。大体そういう場所には農業委員会の会長は出られるんじゃないですか。あともう一つ、農政審議会という機関もあると思うので、そういうところで米沢市の農政について、いろいろな人で議論をしているという経過はないのでしょうか。
- 議 長 今まででは出てないからね、2年。今回は案内が来た。第1回の集まりを21日にすると。どこまで話を進めるか分からないけれども、やはりその中で意見として出していくと。まず資料を見てみないことにはちよつと分からないけれども。今までに皆さんのほうから話が出たことについては、その中に反映をしていくということが必要だと思います。
- 4 番 振興計画作って、まず目標は作ったけれども、それをさっぱり検証しないのでは。今回の地域計画の進行状況を見ても、分かると思うんだよね、マンパワーが足りないと言って一概に決めつければそれで終わってしまうけれど

も。その辺をもっときちんと市長の主導なんだか部長の主導なんだか分からないけれども、そこら辺はきちんと進めてもらいたいと思うけれどもね。

議 長

例えば農業基本法の中でも、いろんな自給率上げろとかという議論はされるのだけれども、結局は何で上がらないのかとそういう検証をしないでまた新しいものを作っていくというようなことがあって、国でもその何での部分を話し合いする場がなかったり検証しなかったりというんだから、地方行政の中でも検証というような作業をどこまでしているか分からないけれども。そう言っていられないような気がするのよ。現実的にこういう状況の中で、本当に農家する人がいなくなってきたということに。前だと貸すと言えば借りるという人必ずいたんだけど、今はなかなか借りるという人もいなくなっている時代だということ。

5 番

1つだけいいですか。

議 長

はい。

5 番

5番 宮崎です。今おっしゃったように、借りたいという人は少なくなっていると言いましたけれども、いい農地であれば借りたいという人はいるという状況でして、問題は悪い農地がなかなか借り手がいないということでもありますので、住宅分譲地じゃないですけども、悪い農地をいい農地に整備をしてお願いできないかと言われれば、私たちも考えるのではないかなと思います。

極端な話を言ってしまうと、河原の石を周りに積んで土をかけて、段取りしましたとか言われても、やはり作業機械は入れないわけなので、きちっとした基盤があって整備された農地であれば、若い人でもじゃあ俺やりたいという人は出てくるのかなと思います。問題はそこかなという、悪い農地がどうしても、こんなところ借りれるかと言われてしまう。工夫が必要じゃないかな。

10 番

関連してだけれども、中間管理機構が悪いと思っているわけだな。だから中間管理機構を通して悪い土地でもいい土地でも引き受けて、もし悪い土地というか整備されていない土地を中間管理機構で整備をして、農家に貸すというシステムだといいと最初できるときに言ったんだけど、いい土地でないと引き受けなくなったら、これおかしいんだと言った覚えもあるんだ。だから集落で今、土地改良基盤整備をして一生懸命やっているわけだけれども、国とのパイプを使った中間管理機構が自ら悪い土地をとにかく全部借りて、基盤整備をして、欲しい農家の人に貸すという立場が一番いいのかなと思うんだけど、それを言ってこなかった、言っても直してこなかった機構が悪いし、手続の手数料取るみたいな形になってきている。中間管理機構にもうちょっと、改めて国とも協議をしながら、悪い土地を率先してできる

基盤整備を手がけた中で、賃貸の手続をしろと言えば一番早いのかなと思うんだ。

悪者扱いするわけでないけれども、中間管理機構が我々農家に向けた機構であればいいんだと前から言っているのだけれど。いいところばかり借りて貸すなんというは誰でもできる話だから。そうじゃなくて、悪い土地をよくしてこちらに貸す、最初出たときそういうものだと思っていたものね。そしたらそうではなくて断られたとか引受けできませんと、それはちょっと違うかなと思ったから。ここもうちょっとどこかで言う機会があれば言ってもらいたいなと思っています。そうすれば、地域計画だってスムーズに進むだろうし、頼りにしている中間管理機構がちゃんとしないうからこうなるんだと思います。何のための中間管理機構だ、何のために作ったんだという感じ。

議 長

遠藤委員言ったとおりに、中間管理機構というのは最初はそういうこと、条件の悪いところは中間管理機構で整備をして土地改良をしてそして貸付けをするんだと、耕作放棄も解消するんだといううたい文句だったんだけど、蓋を開ければ誰も買いたくない耕作放棄地は引き受けないとか、条件の悪いところは引き受けない。借り手が決まっているものだけ引き受ける、そんな中間管理機構でなくても相対で十分できるんだよ、3条使って。だけれども、今度は中間管理機構に一本化しろと言っていて、結局は自分らはそういう集積に対して動かないというかただ実績だけ欲しいと。挙句の果てに手数料欲しいと。今までは手数料なんて払わないで貸し借りできたんだけど、手数料だけ取って実績だけ欲しいというような中間管理機構になってしまった。

4 番

中間管理機構、やまがた農業支援センター今職員何人いるかなんだけど、それだけの作業ができるはずがないような気がするんだ。だからもっと大所帯というか、それなりの実働部隊がいればそういうこともできると思うんだけど、やまがた農業支援センターで各農業委員会にそれなりに通達をしてというか、させるみたいなそんな感じにいるような気がしてならない。そこまで期待できないような組織を作ってしまったのも、やはり農家がもっと声上げていろんな部分に言っていく必要があったのかななんて反省を込めて思うんだけど。支援センターの運営協議会があって、大学教授が議長になっていろいろ発言するんだけど、あれについてもやはりきちんとした意見を言われるように言って、その支援センターも改善していくようにしなければいけなかった。だから、これから今委員になっている方々に対して、そうして改善をしていくようにという話を持っていく必要があるのではないかなと思った次第です。

- 議 長 中間管理機構のほうからいろいろ通達が来て、それをただ言ってくるだけだから。それに対して駄目でないかという意見もなかなか言う人がいない、末端に言ったって聞く耳持たないから。
- 4 番 運営協議会あるから、そこの中でやはり変えていく努力はしなければいけないと思うんだ。
- 会議2回行ったけれども通り一遍の話で。今回農業委員会の中でこういう話を聞いて、ああ、こうだったんだなと今さら思うのだけれども、やはりそういう意見は言っていかなければいけないんだなと思った。だから、今委員となっている方もいるので、それについて今度発言してくれと言っていくけれども。
- 1 0 番 直さないと駄目だ、絶対。
- 議 長 やはり農家の人が使いやすい組織でないと駄目だと思う。規則ばかり作って言うこと聞けというようなことではなかなか。そこが面倒くさかったら辞めると言う人がだんだん増えてくると。
- 1 0 番 当初は天下りで作ったんだから、支援センター。そして国からも予算もらった、ある程度。そして今度はなくなって、どこからかお金もらわなければいけないから、こんなの当たり前だと思うんだ。見え見えなんだ、この手数料取るというの。その代わり取るなら真面目にやれと言いたい。最初の出発点から全然違う方向を向いて、いい土地ばかりなんていったら農業委員会だってできる、本当に。言っちゃ悪いんだけど。だから、お金かかることは、国が直接作った機構なんだから、俺たちよりスムーズにお金は持つてこれると思うんだ、どこからでも。それをやはり俺らが要望して行って、中間機構もうちょっと頑張れというようなことをやはり声上げて言ってやったほうがいいのかなと思った。
- 4 番 同じ緑町会館の中にいるのだから、農業会議にも言ってもらおうとよい。
- 1 0 番 何のために作ったんだかということは、やはり原点に戻って考えてもらわないと。いいところは引き受けなくていいから、悪いところ引き受けないといけない。
- 4 番 山形はそうなんだろうけれども、ほかの県とは違うかもしれないよ。だからそういう話聞いてきたほうがいい。
- 1 0 番 機構に出席して、声を上げたい方がいれば言ってもらいたい。
- 議 長 借りるには条件のいいところだと、まだまだしたいという人はいる。条件が悪かったら、誰もしない。素掘りの水路ではなく、ちゃんとU字溝入ったような水路が欲しいと。工場とか何か誘致するときにやはり工業団地をちゃんと造成して、ちゃんと整備しましたから来てくださいと言うと来るけれども、何だかよく分からないままにここに来てくれと言ったって企業来るわけ

ない。

中間管理機構でする土地改良、本当は土地改良区の中でできることなんだよな。

1 1 番 これは同意書100%でないと駄目だと思うんだ。中管理機構であれば同意書は要らないのかどうか。県知事の認可でできるのかどうか。今までやってきたのは同意書100%ということでやってきた事業だから、そういった事業が中管理機構であるのかどうか分からない。

1 0 番 だってメリットなくなったよ。昔の離農給付金もらうために、やはりそういう支援センターに一時やればもらえるというのあったんだけど、今なくなったし。機能していないな。

1 1 番 中間管理事業で予算持ってこられるようになるということであれば最高なんだけれどもね。

1 0 番 工事を公社にすればまた金が入ってくるかもしれないけれども。
あともう一つ。農政課で米沢の畑地化の申請面積少ないと言っている。これ何ぞやと言ってやらなければますますあれだ。農業委員会としてはほかの市町村はこんなにあるのに、米沢まだ申請が少ない。何で少ないのということをやはりある程度調査して、言ってやるべきだ。面倒くさいこと言うから駄目なんだ、結果的に。申請したものは、ある程度農業委員会が現況確認して、便も悪いしいだろうと言え申請通るわけだ。それを通していないわけでしょう、行政が。

議 長 要するにというか、その捉え方だと思う。国は、畑地化の話、そういう難しいことは言っていない。

1 0 番 国が言っているから国の言ったとおりやればいいのに、それを独自に出して、やはり農家を責めてもしようがないというのよ。畑地化の助成金は米沢市がいくら出していなかったか。（「ないない。それはない」の声あり）出さない。直接来るわけだ。だから、何にも痛みがないわけだ。

議 長 何もないよね。土地改良、決済とも全部出してくる、国で。

1 0 番 だからそれにもかかわらず、少ないというのは進め方が悪いと言うしかないと思うんだ。

議 長 国では水路も畦畔もなく、畑の状態でも水張りもできない箇所については、田んぼという状態でないと。だから田んぼの減反に対しての交付金というものは出なくて、まるきり畑だということを出してきているわけよ。そのときは条件なかったんだと。ところが県の会議の中で各行政の人に説明するときに団地化なんという言葉ちょっと出してしまったみたいなので、だから、思いつきでちょこっと言ったことがそれがこうなったみたいで、団地化なんて一言も国は言ってない。県が勝手に団地化とかって会議の中で言ってしまった

ことを各行政は真に受けたでないけれども、やはりそういうふうに言われたからということでしたと。ところが、村山とか尾花沢などは鈴木副大臣言っていたけれども、「そうではないんだということで、国に言って、どんどん引き受けたんだけど、どうも置賜とかはそうでなかった」と。「副大臣の言うことはさっぱり関係ない、聞かなくて自分たちの枠の中で絶対曲げなかった」と言っていた。「いや、そうでないと。だから国でそう言っているんだ、今回は国の課長まで呼んできて、課長自らそういう話はしていないと言って説明をした」と。「団地化は関係ありません。水路も何も関係ありません。写真と言ったら写真は要りません」と。

1 0 番 うちの産業部長に直接聞いてみたいね、本当に変わったんだかと。課長でなくて産業部長に。

議 長 だって、農政課の職員だってみんな来て直接話聞いているから。
 それで違うなんてと言ったんでは、国の言っていることとまるきり違うものだもの。米沢単独で決めていたんでは困る。

1 0 番 上郷地区の〇〇〇〇に今回いろいろ畑地化についてどうするんだと直接足運んで聞いたんだ。米沢市全体で100町歩くらい牧草、飼料作物作っているから、その面積をどうするかということで、ちょっとしゃべったんだ。だから可能な面積は可能な面積だと。だから、それでいいのか申請が面倒くさいのか。来年〇〇〇〇のほうをやはり畑地化にして助成金をもらえば、相当経営的にもよくなる。そういう方向で持っていってもらいたいんだ、米沢市としては。

議 長 畑地化、最初は17万あったけれども今度は14万にして、来年は10万下がると。結局どんどん下げてくるのよ。申請が遅くなれば遅くなるほど下がってくるから。だから早めにしたところについては、北海道あたりで畑10町歩とかとすると、その金で機械買ったとか何かに使っているんだ。14万で畑地化申請して1町歩畑地化すれば140万プラス5年間の2万ずつでやるんだけど一括でもらえると言えばまた10万プラスだから、10アール。それを一括でもらえばかなりの金額になると。それで機械の導入をしたり何かに投資のお金に使ったりというのをできて喜ばれたという話を副大臣がしていた。

1 1 番 昨日、俺も言わせてもらったけれども、それおかしいと言ったのよ。前にニンジンぶら下げて早く来た人がいっぱいもらって、遅い人はないなんていうのはおかしい。期間が5年間あるんだもん、5年間統一した財政組んでもらわないと、ほら早い者勝ちだからとあおられて。

4 番 3、4、5で17万5,000円で、その次に14万になったのは、その間に大豆作付の場合だと3万5,000円もらえるので。その分を差し引い

たということで遅くなれば遅くなっただけ得するというふうに、ずっと3万5,000円もらうわけだから、大豆作ると。だから、遅くもらったほうが得だということでないようにしたもののだから。

1 1 番

今やっている水活交付金が出ているという意味でその分減っているという意味だけれども、憲和議員は、昨日の話では北海道はもう当然戻せない。手挙げれば簡単だと思うのよ。うちのほうは皆、給付もらいながらの減反がほとんど。そういうところはもう水張れば水活交付金もらえるという思いがあるから、決断になるにちょっとあると思うんだよな。17万5,000円もらえるからそれなら分かったなんて言う人はほとんどいなかったと思うのよ。下げられるという思いもあったけれど、やはり今政和委員が言ったけれども、それはそれでなるほどなと思うけれども。だけれども最初のそういう17万5,000円からだんだん下げていくから早く決めろなんて言うのも施策としては、さっき伊一委員が言ったような農業いじめだ、これよ。早くしないとみな減らすぞとなんていうのは。昨日そういう話をちょっと俺も手挙げてしゃべってしまったけれども。

議 長

なかなか政策として進まない面があって、中間管理機構の集積協力金だって最初5万で、最後は5,000円くらいまでどんどん5年間下げて行って、あとはないと。だから、やはり政策をするときに成果を上げるには5年間同じだということから申請してみたら、5年目の最後だけ模様見て、みんなするかなとばかりいたのでは進まないだろうと。だから、決断をしてくださいという意味もあって、特に畑地化の場合は単純に水張りもできないと、水田に戻せないと、ここは畑にするしかないんだという場所を畑地化しようというものだから、そういうふうにしてくださいという指導でよかったと思うのよ。わざわざ何か考えさせるようなことを言わないで、どっちみち5年過ぎるとゼロだから、お金。ゼロよりは畑地化して何十万とももらったほうがいいということだろうから。だから取りあえず5年間もらって、その後のことについては、別の政策を考えないと、誰もが5年で辞めてしまうとなるから、それは別の政策考えていかなければいけないでしょうと言って、別個に捉えて。ということで時間も時間になりますので、これでいいですか。

なお、次回の農事相談までに、まず考えてほしいとこの間言ったから、何らかの形で意見書なり議会に何かこういう話あるんだというふうなことをまとめたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

総会はこれで終了いたします。

閉 会

午後3時45分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年6月17日（月）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

佐藤 政和

議事録署名委員

宮崎 雅文